

高額療養費制度(区分)		1食あたりの負担額	1食あたりの負担額
70歳未満	70歳以上	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
区分ア	現役並みⅢ	510円	550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降：190円)	270円 (91日目以降：220円)
	低所得者Ⅰ	110円	130円